

地方税財源の充実について

平成27年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円減の16.8兆円となった一方で、地方一般財源総額は、地方税の増加等を見込むことで1.2兆円増の61.5兆円が確保された。

しかしながら、臨時財政対策債については、その発行抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、地方の歳出の大半は、法令等に義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障経費の増嵩分については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

こうした中、今年6月に閣議決定された「骨太方針」においては、国と地方を合わせた基礎的財政収支の2020年度（平成32年度）黒字化の実現に向けて、地方行財政改革が歳出改革の重点分野とされ、別枠加算や歳出特別枠といった歳入・歳出面の特別措置について、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替を進めていくこととされている。こうした国の目標を理由に地方交付税総額を圧縮することは、地方創生という新たな政策課題に取り組もうとしている地方の財源保障機能を弱めるものであり、地方創生の流れを阻害する。

社会保障と税の一体改革については、概ね予定されていた制度改正等はなされたところであるが、消費税率の10%への引上げが延期される中で、社会保障関係費に対する財源確保が懸念される。

こうした状況の下で、地方においては、厳しい経済環境のもと、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいく必要がある。

については、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、

その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。

なお、「骨太方針」において、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映することなどにより、地方の歳出効率化を推進するとされているが、過疎地域・離島等の条件不利地域を抱える自治体では構造的に行政コストが高く、一律のコスト比較にはなじまないことに十分留意すること。

- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。平成27年度地方財政計画では地方交付税の法定率の見直しを一步進められたが、抜本的な見直しには至っていないことから、引き続き、法定率の引き上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとして臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

- (3) 近年の地方財政計画における地方の歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少しており、人口減少、少子高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や少子化対策への対応、地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減などで吸収し、また、歳出特別枠で実質的に確保してきたと言える。そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要については、地方財政計画において明確に措置すべきであることから、地方財政計画の策定にあたっては、歳出特別枠を実質的に確保し、必要な歳出を確実に計上すること。

また、地方交付税の別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

- (4) 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくために、平成27年度地方財政計画で新設された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、それに係る

地方交付税の算定にあたっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを考慮すること。

また、平成26年度補正予算において1,700億円の地方創生先行型の交付金が措置されたところであるが、人口減少克服・地方創生に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成28年度以降における地方創生の取組を深化させるための新型交付金については、地方が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、適切な目標管理の下、創意工夫しながら、柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について、今年度の国補正予算での検討も含め、思い切った拡大を図ること。

加えて、制度の創設にあたっては、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の隘路にも対応できる、タテ割りを排した包括的なものとした上で、平成28年度当初予算から確実に措置するとともに、新型交付金に係る地方の財政負担については、地方団体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

- (5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。
- (6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常的に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (7) 法人課税については、平成27年度税制改正において、経済の好循環の実現を後押しするため、税率引下げを先行させることとされたが、以降数年で法人実効税率を20%台まで引き下げられる場合には、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保し、恒久減税には恒久財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。

- (8) 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する財源の確保については、平成27年度与党税制改正大綱において、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得るとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みを構築すること。
- (9) 消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得るとされたが、これに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、地方団体に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。
- (10) 平成27年度までとされている退職手当債の発行に係る特例措置については、平成28年度以降においても退職手当の総額が高い水準で推移する状況を踏まえ、地方の財政運営に支障が生じないように、平成28年度以降も継続すること。
なお、発行要件など制度の設計に当たっては、地方団体の実情を十分踏まえる形で検討を進めること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に合わせた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国保の財政運営の全体像を早期に明らかにするとともに、都道府県毎の財政運営の見通しを示し、安定的な運営の可否について十分に検証すること。
また、将来にわたり持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じ、今後の

医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るとともに、事業費納付金の額の算定基準等、国保の財政運営の基本となる事項等については、政省令やガイドライン等に具体的に明記することによって、新たな制度の円滑な実施を図ること。

さらに、地方の自主的な取組を阻害している小児医療などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、速やかに廃止すること。

- (3) 消費税・地方消費税の引上げを行う際には、逆進性を踏まえた低所得者層への対策、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対策も講じること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

なお、軽減税率制度については、検討が進められているところであるが、実際に導入する際には、地方交付税の原資分も含め、代替財源を確保する方策を同時に講じること。

- (4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

- (5) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

また、消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることとされたところであるが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討すべきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行いながら取り組むこと。

(6) マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、この制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

平成27年11月6日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政